

焼骨の引き取りに関する確認のお願い

●焼骨の引き取り

火葬後の焼骨は、収骨（お骨上げ）の際に入れ物に納め、お持ち帰りいただきますが、持ち帰る量については次のとおり選択できます。

- ①全部引き取る（箸で拾える焼骨すべて）
- ②一部引き取る（持参する入れ物に入る分だけ）
- ③全部引き取らない

焼骨の引き取りにはお骨を納める入れ物が必要となりますので、引き取る量に合わせた入れ物をご準備ください。

※収骨（お骨上げ）が終わると、引き取られなかった焼骨は他の方の焼骨とひとまとめにして保管します。そのため、後から引き取りの申し出があってもお渡しできませんのでご注意ください。

●引き取らなかった焼骨の取扱いについて

収骨後に残された焼骨や灰を「残骨灰」といいます。本市では残骨灰をひとまとめにして保管した後、専門業者に委託して焼骨と灰等に分け、焼骨は供養地にて最終供養を行っています。

また、焼骨と分けた後の灰等には、金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物が含まれている場合があります。これらの有価物は精錬後に売却して、収益を瀬戸市斎苑の施設維持管理や運営のための財源として活用させていただきます。

●焼骨の引き取りに関する確認書のご提出のお願い

焼骨の引き取りに関しては、残骨灰の取扱いも含めて、親族の皆様に同意をいただき、**焼骨の引き取りに関する確認（依頼）書**を瀬戸市斎苑受付までご提出ください。（確認書の内容、書き方については【記入例】を参照）